

第1章 第1次実施計画の基本方針

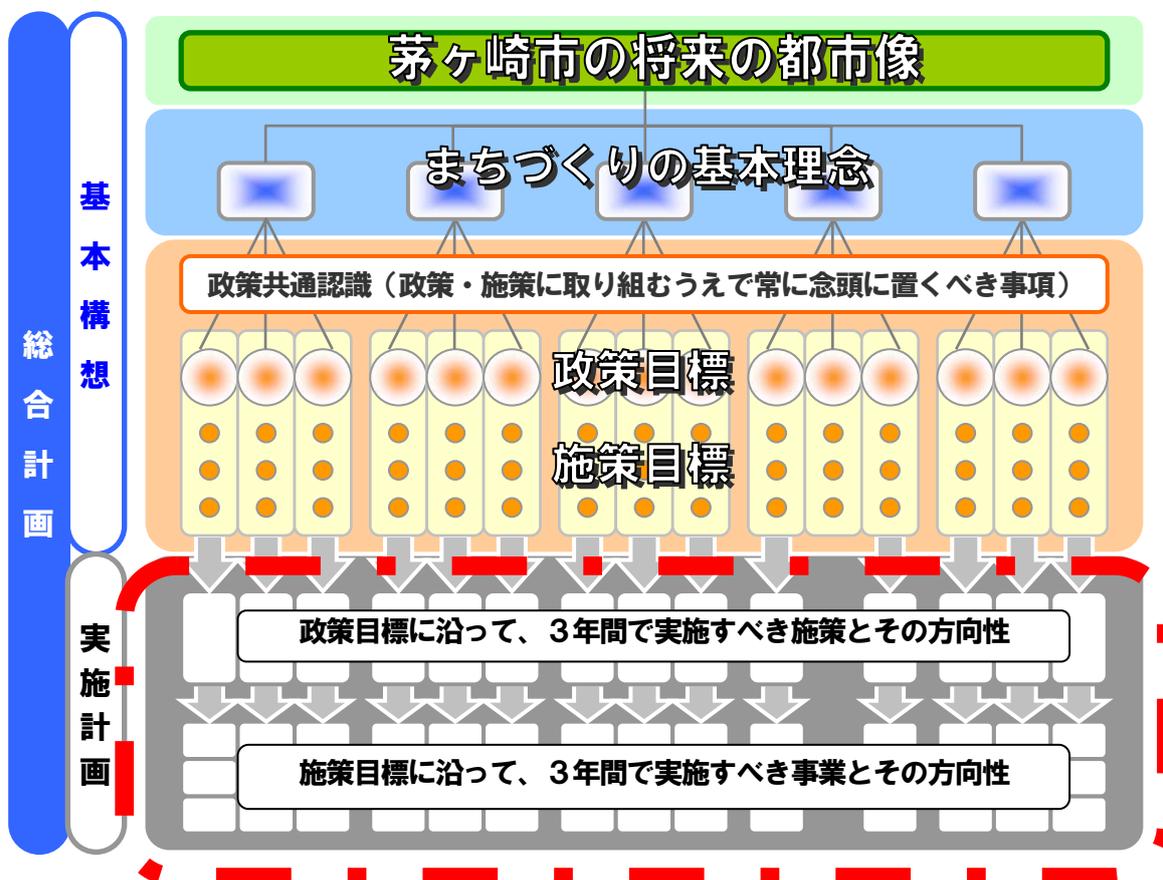
1 実施計画策定の目的

この実施計画は、「茅ヶ崎市総合計画基本構想」に定めた将来の都市像である「海と太陽とみどりの中で ひとが輝き まちが輝く 湘南・茅ヶ崎」の実現に向けて、基本構想に定めたまちづくりの理念、政策、施策を総合的かつ計画的に進めるために策定するものです。

2 実施計画の位置づけ

本市の総合計画は、「基本構想（10年）」「実施計画（3年）」の2層構成で、「実施計画」は、「基本構想」で示す「政策目標」「施策目標」ごとに、3年間の財政推計に基づき、3年間で進めるべき施策の方向と具体的な事業内容を示すものです。

総合計画の体系



将来の
都市像

海と太陽とみどりの中で ひとが輝き

まち
づくりの
基本
理念

まちづくり編

1 ひとづくり

学び合い育ち合う
みんなの笑顔が
きらめくひとづくり

2 地域づくり

いきいきと暮らす
ふれあいのある
地域づくり

3 暮らしづくり

安全でやすらぎの
ある持続可能な
暮らしづくり

20の政策目標

と

69の施策目標

政策目標〔1〕 子育て 次世代の成長を喜びあえるまち

- 01 安心して子どもを育てることを支援する
- 02 ニーズに合った多様な保育を行う
- 03 子どもの健康な成長を支援する

政策目標〔2〕 学校教育・社会教育 次世代をはぐくむ 教育力に富んだまち

- 04 学びの質を高め、学び続ける意欲を育てる
学校教育を推進する
- 05 自分を見つめ、地域を見つめる社会教育と
文化財保護を推進する
- 06 思いやりの心とたくましく生きぬく力を育
てる
- 07 地域社会を支える情報拠点としての機能を
たかめる
- 08 教育理念を実現する政策を推進する
- 09 子どもの健やかな育ちを促す教育を研究し
支援する

政策目標〔3〕 教育環境 次代に向かって 教育環境ゆたかなまち

- 10 円滑に教育行政を進める
- 11 安全で快適な教育環境をつくる
- 12 健やかで安心できる学校生活を支援する

政策目標〔4〕 生涯学習・文化 多様な機会に学び、活動し、交流す る、豊かな感性をはぐくむまち

- 13 まなびを通して、自らが住むまちについて
知り、愛着を持ち、未来を創造する力をは
ぐくむ
- 14 いつでも気軽にスポーツができ、心とから
だを健康にできる環境をつくる
- 15 互いが尊重され、あらゆる分野の活動に参
画できる社会をつくる

政策目標〔5〕 保健・福祉 共に見守り支え合い すこやかに暮らせるまち

- 16 健康と自立した生活を支え合
える地域の仕組みをつくる
- 17 医療を受けられる保険制度を
安定的に運営する
- 18 高齢者の健康でいきいきとし
た暮らしを支援する
- 19 障害者の自立した生活と社会
参加を支援する
- 20 安定した生活を支援する

政策目標〔6〕 医療 質の高い医療サービスを 安定的に提供するまち

- 21 効果的・効率的に病院を経営す
る
- 22 高度で良質な医療サービスを
提供する

政策目標〔7〕 環境・資源 環境に配慮し 次代に引き継ぐ潤いのあるまち

- 23 環境に配慮した市民・事業者・行政
の率先した活動と連携による活動を
促進する
- 24 快適で安全な生活環境を守る
- 25 資源循環型社会の形成を目指す
- 26 ごみや資源物を効率的に収集・処理
する

政策目標〔8〕 安全・安心 安全で安心して暮らせるまち

- 27 市民生活の安全を確保する
- 28 あらゆる災害や危機に効果的に対応
する
- 29 市民の悩みや不安を解消する

政策目標〔9〕 消防 生命や財産が守られるまち

- 30 消防業務を円滑に実施するための体
制を整備する
- 31 火災発生と火災危険を減らす
- 32 消防力を充実し、災害活動体制を強
化する
- 33 救急業務の高度化を図り、質の高い
救急サービスを提供する
- 34 防火対策の指導を効果的に実施する
- 35 消防業務を効果的・効率的に実施す
る

政策共通認識

共生社会

環境

まちが輝く 湘南・茅ヶ崎

まちづくり編

4 まちづくり

人々が行きかい
自然と共生する便利で快適な
まちづくり

政策目標〔10〕 都市づくり 魅力にあふれ住み続けたいまち

- 36 地域特性を生かした都市空間をつくる
- 37 住みやすく住み続けたいまちをつくる
- 38 美しい景観を形成し、命をはぐくむみどりを保全・再生・創出する
- 39 安全で秩序ある住環境を形成する
- 40 開発行為時の規制と秩序あるまちづくりを促進する

政策目標〔11〕 土木・基盤 だれもが快適に過ごせるまち

- 41 道水路敷の効率的な管理・利用を進める
- 42 交通を円滑に処理する道路網を整備する
- 43 身近な生活道路を安全で快適にする
- 44 公園・緑地を整備する
- 45 安全で環境に配慮しただれにもやさしい公共建築物をつくる

政策目標〔12〕 下水道・河川 快適な水環境が守られるまち

- 46 下水道経営を健全に安定して行う
- 47 公共下水道（雨水・汚水）・河川を整備する
- 48 下水道・河川施設の信頼性を確保する

政策目標〔13〕 産業・雇用 地域の魅力と活力のある産業のまち

- 49 多くの人々を誘う魅力あるまちづくりを支援する
- 50 農業・水産業の振興と農地・海浜の保全・活用を進める
- 51 充実感をもって働けるための就労を支援する
- 52 地域特性に配慮した都市拠点を整備する

政策目標〔14〕 農業委員会 農地の適正で有効な利用を図る

行政経営編

5 行政経営

一人一人の思いが調和し
未来をひらく
行政経営

政策目標〔15〕 企画 社会の変化に対応できる行政経営

- 53 市の情報を広く発信し、市長・副市長の執務を円滑にする
- 54 先を見据えた政策を実現する
- 55 国・県・他の自治体と連携し施策の効果を上げる
- 56 情報セキュリティを確保しながら利便性を向上させる
- 57 公共施設の再編整備と適正な維持管理を進める

政策目標〔16〕 総務 それぞれが持つ力を最大限に発揮する 行政経営

- 58 市民と行政が協力して自治の進展を図る
- 59 職員がやる気を持ち、成果を出せる体制をつくる
- 60 市が保有する情報を総合的に管理する
- 61 戸籍・住民基本台帳事務を迅速・正確に行う
- 62 自立的に、適正な法的判断を行うことのできる体制を構築する
- 63 北部の行政拠点を充実する

政策目標〔17〕 財務 ゆるぎない基盤を持ち続ける行政経営

- 64 政策の実現を支える健全な財政運営を維持する
- 65 徴収率を向上させる
- 66 市民税の公平・適正な課税を行う
- 67 固定資産税の公平・適正な課税を行う
- 68 財産を適正に管理する
- 69 効率的で公正に入札・契約を執行する

政策目標〔18〕 会計 公金の管理を適正に行い、安全 かつ有利な運用を図る

政策目標〔19〕 選挙 住民の意思を行政に反映させる

政策目標〔20〕 監査 行政執行の適法性、効率性、 妥当性を維持し確保する

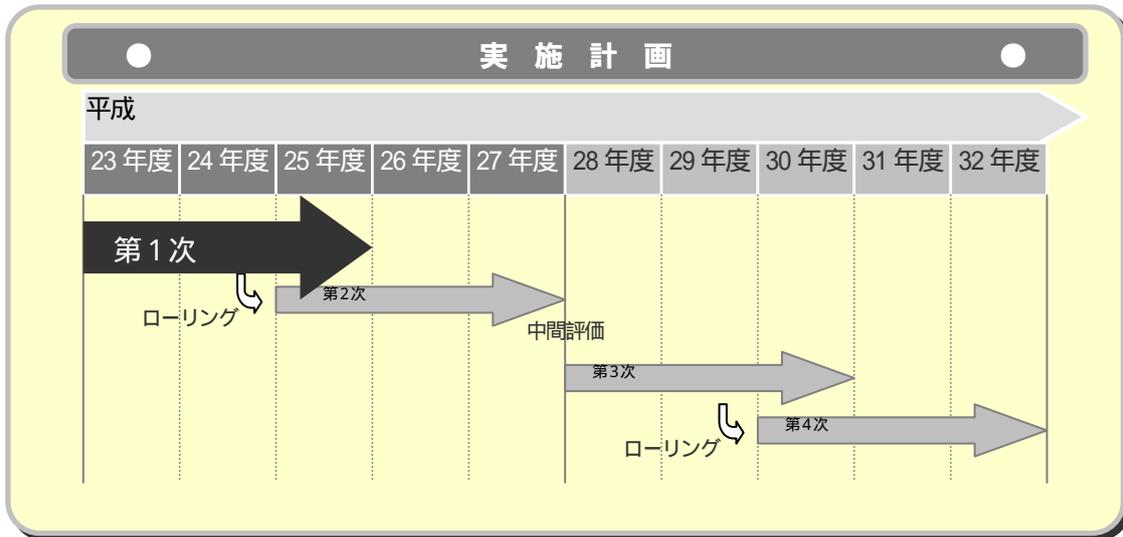
協働

生涯学習

安全・安心

4 実施計画の期間

この実施計画は、平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 年間に計画期間とします。



5 実施計画策定の基本姿勢

平成 23 年度を初年度とする「茅ヶ崎市総合計画」は、本市の人口のピークと予測される平成 32 年度を目標年次としています。このことから、この総合計画の計画期間は、少子高齢化の進行や人口減少期の到来に備えるべき大変重要な 10 年間となります。

「第1次実施計画」は、この総合計画の最初の実施計画となることから、先を見据えて 10 年間で実施する事業を順調に始動させることに重点を置きます。

しかしながら、昨今の財政事情の変化から、幅広い事業に着手することは難しく、実施する事業は限定的にならざるを得ません。

このことから、全ての事務事業について、幅広い視点で事業手法などを見直し、限られた経費で、可能な限り多くの事業を効果的に推進します。

また、「茅ヶ崎市総合計画」では、行政運営の新しい基軸の一つとして、「新しい公共の形成」を位置づけています。複雑・多様化する市民ニーズに対応していくため、適切な受益と負担のもと、市民との協働はもちろんのこと、民間団体や民間企業の知恵を生かした市民サービスの提供が求められています。

そのため、市民サービスの提供主体となりうる多様な主体との連携や協働により、市民サービスの持続的、安定的かつ効果的な提供を図ります。

以上の点を踏まえ、事業の選択を行うに当たりましては、次のことに配慮しました。

- 事業の検討に当たっては、基本構想に定めた5つの政策共通認識（共生社会、環境、協働、生涯学習、安全・安心）に配慮するとともに、まちづくりの基本理念（ひとづくり、地域づくり、暮らしづくり、まちづくり、行政経営）ごとに相互に連携のとれた事業内容としました。
- 事業の検討に当たっては、事業主体について、行政だけではなく様々な主体との連携の可能性を検討し、効果的で効率的な事業運営を目指しました。
- 市民の生命や財産、生活の安全・安心を確保する事業や市民生活にとって特に重要で、かつ緊急性が高い事業を優先しました。
- 事業実施の必要性、事業規模、実施時期、事業手法などについて工夫し、事業費の縮減に努めました。
- 新規事業実施の検討に当たっては、既存事業を見直し整理することで、必要な事業費を捻出するよう努めました。
- 第1次実施計画期間での事業実施が必須でないものは、延期又は凍結の可能性を検討します。事業の延期又は凍結を行う場合には、市民の日常生活に大きな影響を与えないように努めました。

6 実施計画の対象とする事業

実施計画は、市が行うすべての事業を対象とします。

事業は、その性質により、次の通り「政策的事業」と「定例・定型的事業」の2種類に分けています。

（1）政策的事業

公共施設や都市基盤の整備、大規模な施設の改修・修繕などの投資的事業、新たに開始する事業や今までより拡充する事業

（2）定例・定型的事業

国、県から受託している法定の事務、法律などで義務づけられている事務、市役所を運営するうえで定例・定型的に必要な事務に関する事業

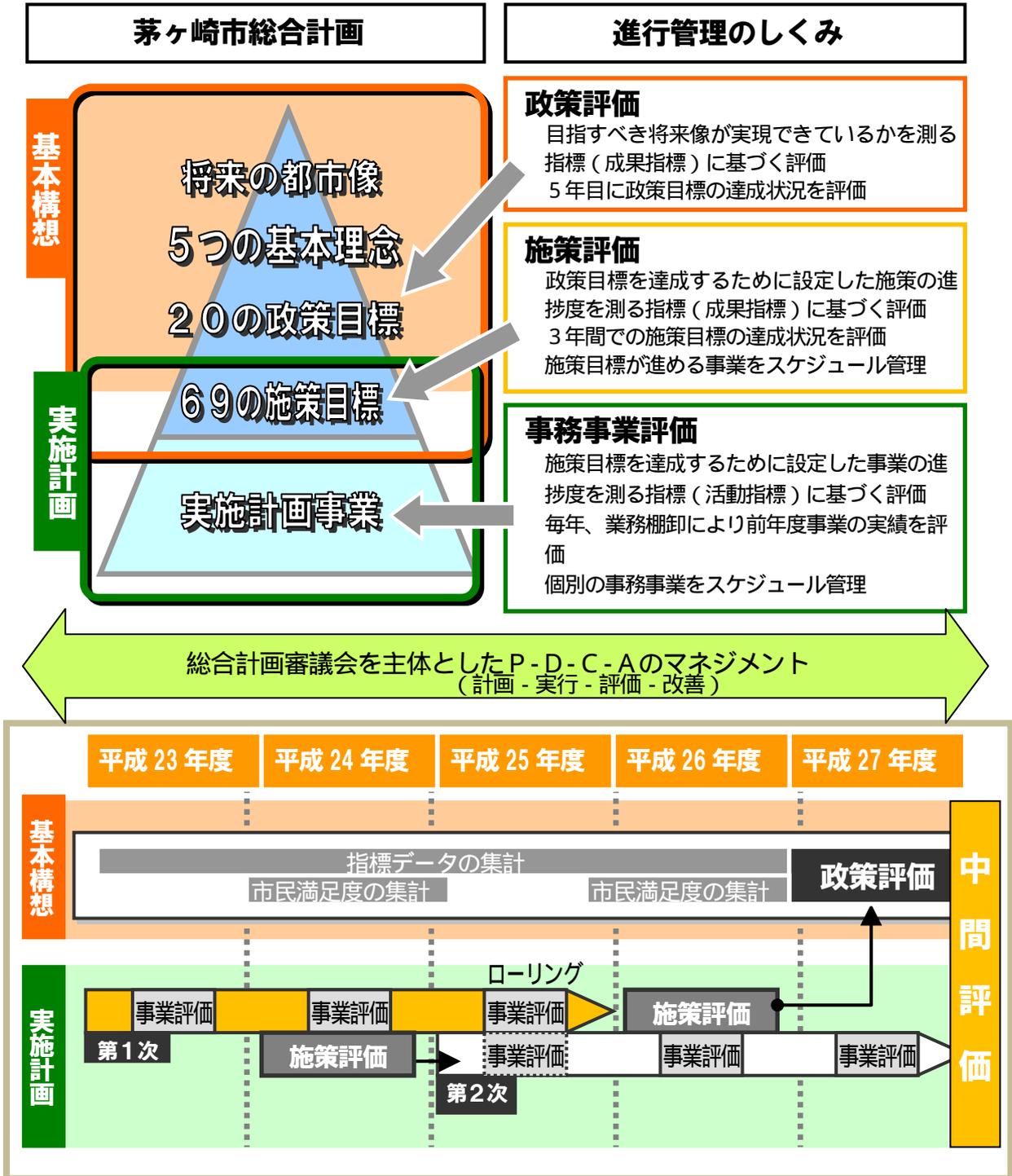
※実施計画策定時点で想定し得ない、国などの制度改正やその他緊急的な理由により事業を実施する必要が発生した場合は、本実施計画に掲載のない事業を実施する場合も考えられますが、その際には、全体の財源調整を行い、単年度予算により事業を実施します。

7 実施計画の進行管理

実施計画事業の着実な推進を図るため、成果指標や活動指標による評価や課題分析、事業のスケジュール管理を体系的に行い、効果的な実施計画の進行管理を進めます。

実施計画では、69の施策目標ごとに、指標に基づき施策評価を行うとともに、実施計画事業については、毎年の事務事業の業務棚卸により、事業評価を行います。

進行管理については、茅ヶ崎市総合計画審議会による外部評価を行うとともに、評価内容については、広く公表します。



8 財政推計

事業を着実に推進し、実効性を確保していくためには、計画期間内（平成 23 年度～平成 25 年度）における財政収支を明らかにし、財政の健全化を図りつつ計画的な財源の確保を行うことが必要です。

そこで、計画期間中の財政収支の見通しを別表 1～2 のように推計しました。

歳入の根幹をなす市税収入は、固定資産評価額の見直し（評価替え）や平成 23 年度税制改正大綱による法人市民税の改正を見込み、平成 23 年度と比較して、平成 24 年度は減少し、平成 25 年度は、平成 23 年度を若干上回る程度に回復するものの、ほぼ横ばいの状況と見込まれます。平成 22 年度より普通交付税の交付団体となっており、平成 23 年度以降も普通交付税を計上しました。歳出は、扶助費の増加が見込まれる中、人件費、公債費の支出をおさえることで義務的経費の増加を抑制し、普通建設事業費などの任意的経費を一定額確保しました。

また、本推計に基づき、別表 3 にまちづくりの基本理念別の事業費をまとめました。

（1）歳入

ア 自主財源

自主財源の根幹をなす市税収入は、過去の実績や計画年度内の経済予測などを勘案し推計しました。使用料・手数料については、主に過去の実績を勘案し推計しました。また、一定規模の実施計画事業費を確保するため、特定目的基金及び財政調整基金から繰入金を見込みました。

イ 依存財源

普通交付税は、平成 22 年度ベースを前提に、臨時財政対策債の発行額と調整して推計しました。国・県支出金は、扶助費の伸びを反映させるとともに対象事業ごとに推計しました。市債については、後年度の財政負担に考慮しつつ、対象事業ごとに推計しました。

（2）歳出

ア 義務的経費

人件費は、職員定数の見直しや退職者の動向を勘案し推計し、扶助費は現在把握している制度変更などを加味し推計しました。

イ 任意的経費

物件費は、物価の上昇を考慮し過去の推移を基に推計するとともに、大規模修繕費、維持補修費及び補助費などは、平成 22 年度予算をベースに対象事業ごとに推計しました。

また、特別会計への繰出金は、法令や繰出基準に従い事業費を推計するとともに、下水道事業特別会計は、政策的事業に伴う繰出金を見込みました。

その他の政策的事業費、定例・定型的事業費は、充当可能な一般財源を算出し、前述している策定の基本姿勢や政策、施策の目標、市民要望などを勘案しながら、事業を計画しました。

(別表1)

財政収支の見通し

(一般会計)

(単位：百万円)

区 分		23年度 (予算)	24年度 (見込み)	25年度 (見込み)	3か年合計
歳 入	自主財源	39,954	40,011	40,372	120,337
	市税	34,199	33,942	34,241	102,382
	繰入金	916	726	695	2,337
	その他	4,839	5,343	5,436	15,618
	依存財源	18,296	17,613	18,255	54,164
	交付金等	4,567	4,967	5,467	15,001
	国・県支出金	8,871	8,240	8,577	25,688
	市債 (事業債)	1,958	1,906	2,211	6,075
	市債 (臨財債※1)	2,900	2,500	2,000	7,400
	合 計	58,250	57,624	58,627	174,501
歳 出	義務的経費	28,623	27,047	27,426	83,096
	人件費	13,758	13,099	12,962	39,819
	扶助費※2	10,273	9,650	10,072	29,995
	公債費※3	4,592	4,298	4,392	13,282
	任意的経費	29,627	30,577	31,201	91,405
	物件費※4	9,585	9,745	10,111	29,441
	維持補修費	1,215	1,288	1,407	3,910
	補助費等	3,856	3,973	3,965	11,794
	普通建設事業費	4,962	4,880	5,605	15,447
	災害復旧費	3	3	3	9
	積立金	496	695	95	1,286
	貸付金※5	1,499	1,446	1,446	4,391
	繰出金※6	7,961	8,497	8,519	24,977
	予備費※7	50	50	50	150
合 計	58,250	57,624	58,627	174,501	

※子ども手当については、平成22年度子ども手当法に基づく、平成23年2・3月分のみ計上しています。平成23～25年度分の子ども手当については、国の動向など、不確定要素が多いため、計上していません。

1 臨財債とは、臨時財政対策債のことです。地方債(市債)は原則として、公営企業(交通、ガス、水道等)の経費や建設事業費の財源を調達する場合等、地方財政法第5条に掲げる場合において発行できることとなっていますが、臨時財政対策債は、その例外として、地方財政計画上の通常収支の不足を補填するために発行される地方債です。

2 扶助費とは、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などにに基づき、生活を維持するために支出される福祉的な経費です。

3 公債費とは、市債の元金・利子を償還するための経費です。

4 物件費とは、公共施設の光熱水費や賃借料、委託料などの経費です。

5 貸付金とは、中小企業への資金貸付、土地開発公社への貸付などに要する経費です。

6 繰出金とは、会計間で他の会計へ支出するための経費です。

7 予備費とは、予定外の支出に充てるための経費です。

(別表2)

(特別会計)

(単位：百万円)

種別	区 分	23年度(予算)	24年度(見込み)	25年度(見込み)	3か年合計	
国民健康保険事業特別会計	歳入	国民健康保険料	5,988	6,111	6,237	18,336
		繰入金	2,050	2,131	2,251	6,432
		国・県支出金	5,034	5,097	5,252	15,383
		その他	8,884	9,237	9,728	27,849
		計	21,956	22,576	23,468	68,000
	歳出	保険給付費	14,971	15,587	16,228	46,786
		共同事業拠出金	2,149	2,152	2,155	6,456
		その他	4,836	4,837	5,085	14,758
		計	21,956	22,576	23,468	68,000
下水道事業特別会計	歳入	使用料及び手数料	2,785	2,785	2,785	8,355
		繰入金	1,843	2,170	2,170	6,183
		国・県支出金	495	1,035	455	1,985
		市債	1,621	1,977	1,440	5,038
		その他	153	56	56	265
		計	6,897	8,023	6,906	21,826
	歳出	事業費	2,020	3,027	1,817	6,864
		公債費	2,983	3,001	3,029	9,013
		その他	1,894	1,995	2,060	5,949
		計	6,897	8,023	6,906	21,826
病院事業会計	歳入	病院事業収益	9,718	10,983	11,571	32,272
		負担金	1,098	1,093	1,125	3,316
		資本的収入	400	404	372	1,176
		負担金	396	402	370	1,168
	計	10,118	11,387	11,943	33,448	
	歳出	病院事業費用	9,988	10,344	10,861	31,193
		資本的支出	1,040	931	896	2,867
		計	11,028	11,275	11,757	34,060
介護保険事業特別会計	歳入	繰入金	1,946	2,130	2,306	6,382
		国県支出金	3,773	5,892	6,321	15,986
		保険料	2,248	2,356	2,525	7,129
		その他	3,545	2,065	2,193	7,803
		計	11,512	12,443	13,345	37,300
	歳出	保険給付費	10,642	11,438	12,258	34,338
		その他	870	1,005	1,087	2,962
		計	11,512	12,443	13,345	37,300
その他特別会計	歳入	繰入金	900	925	651	2,476
		保険料	1,912	2,054	2,252	6,218
		市債	0	614	0	614
		その他	12	11	12	35
		計	2,824	3,604	2,915	9,343
	歳出	納付金	1,912	2,054	2,252	6,218
		公債費	578	513	396	1,487
		その他	334	1,037	267	1,638
		計	2,824	3,604	2,915	9,343
歳入合計		53,307	58,033	58,577	169,917	
歳出合計		54,217	57,921	58,391	170,529	

その他特別会計には、後期高齢者医療事業・公共用地先行取得事業特別会計が含まれます。

(別表3)

基本理念別実施計画事業費推計（平成23年度～平成25年度）

(単位：百万円)

	区 分	23年度 (予算)	24年度 (見込み)	25年度 (見込み)	3か年合計
1ひとづくり 学び合い育ち合う みんなの笑顔がきらめく ひとづくり	一般会計	13,635	13,424	13,650	40,709
	政策的	5,187	6,027	6,160	17,374
	定例・定型的	4,850	3,830	3,922	12,602
	人件費	3,598	3,567	3,568	10,733
	計	13,635	13,424	13,650	40,709
2地域づくり いきいきと暮らす ふれあいのある 地域づくり	一般会計	14,300	14,663	15,221	44,184
	政策的	1,287	1,367	1,417	4,071
	定例・定型的	12,366	12,668	13,157	38,191
	人件費	647	628	647	1,922
	特別会計	46,742	48,771	51,089	146,602
計	61,042	63,434	66,310	190,786	
3暮らしづくり 安全でやすらぎのある 持続可能な 暮らしづくり	一般会計	7,168	6,613	6,642	20,423
	政策的	1,848	1,528	1,584	4,960
	定例・定型的	1,764	1,674	1,679	5,117
	人件費	3,556	3,411	3,379	10,346
計	7,168	6,613	6,642	20,423	
4まちづくり 人々が行きかい 自然と共生する便利で 快適な まちづくり	一般会計	8,165	8,213	7,670	24,048
	政策的	5,209	5,372	4,804	15,385
	定例・定型的	1,438	1,356	1,359	4,153
	人件費	1,518	1,485	1,507	4,510
	特別会計	6,897	8,023	6,906	21,826
計	15,062	16,236	14,576	45,874	
5行政経営 一人一人の思いが調和し 未来をひらく 行政経営	一般会計	14,982	14,711	15,444	45,137
	政策的	1,364	2,043	2,805	6,212
	定例・定型的	9,179	8,660	8,778	26,617
	人件費	4,439	4,008	3,861	12,308
	特別会計	578	1,127	396	2,101
計	15,560	15,838	15,840	47,238	
合 計	一般会計	58,250	57,624	58,627	174,501
	特別会計	54,217	57,921	58,391	170,529
	合 計	112,467	115,545	117,018	345,030

「2地域づくり」には、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、介護保険事業特別会計及び病院事業会計が、「4まちづくり」には、下水道事業特別会計が、「5行政経営」には、公共用地先行取得事業特別会計が含まれています。

議会事務局経費については、「5行政経営」に含まれます。